

福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の影響を受けている市内中小事業者に対して、生産性を向上させ、業況の好転を図るための設備投資等に必要な経費の一部を補助する「生産性向上設備等導入支援事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社及び個人並びに中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。
- (2) 「大企業」とは、「中小企業者」に該当しない会社及び個人で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、中小企業者で、次に掲げる条件を満たす者。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 法人においては、福山市内に本店又は主たる事業所がある者
- (2) 個人事業者においては、福山市内で事業を行っている者
- (3) 業況の好転のための生産性向上の取組を新たに開始する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- (5) 補助対象として申請した経費(エコタイヤ等の導入費用を除く。)に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者
- (6) 福山市の市税を納税する義務のある者
- (7) 福山市の市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意する者

- (8) 今後も事業を継続する意思がある者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、次に掲げるもの（(7)を除き、当該年度において、他に国・県等の公的補助を受けているものを除く。）とする。

- (1) 省エネルギー機器の導入
- (2) ITツール^{※1}の導入及び設備のIoT化
- (3) 非対面型ビジネスモデルへの転換
- (4) 作業効率の向上を目的とした新システムの導入
- (5) 作業効率の大幅な向上が見込める非効率機器の更新
- (6) その他固定費の削減に資する取組として必要と認めるもの
- (7) 事業用車両（緑（黒）ナンバーに限る。）に取り付けるためのエコタイヤ等の導入

※1 ITツールとは、「生産性向上」のために、新たに導入される「ソフトウェア製品」や「クラウドサービス」などのことを指す。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、業況の好転を図るための生産性向上に向けた新たな取組に係る経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

- 2 事業用車両（緑（黒）ナンバーに限る。）に取り付けるためのエコタイヤ等の導入に係る経費については、広島県が実施する制度の補助対象に該当する者は、補助の有無に関わらず、当該補助対象経費から補助額を控除する。

(補助率及び補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内（千円未満は切り捨てとする。）とし、上限を60万円とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「補助金交付申請書」に「事業計画書」、「収支予算書」、「誓約書」及び次の各号に掲げる必要書類を添えて指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の開始日、主たる事業所等の所在地、納税地及び事業内容を確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書、個人の営む事業の開業届等）の原本又は写し
- (2) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金交付申請書の提出期限は、別に市長が定める。

(交付基準)

第8条 補助金交付決定に係る基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 業況の好転のための生産性向上に効果が期待できる事業であること
- (2) 事業の取組以降、継続して業況の好転のための生産性向上に資することが期待できること

(交付申請の制限)

第9条 申請者は、補助対象として申請した経費（エコタイヤ等の導入費用を除く。）に関しては、同一年度内に同一費目について、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けてはならない。

2 本事業への申請は、1事業者につき1回とする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、第7条の書類を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の対象期間)

第11条 補助の対象とする期間は、2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）1月31日までの期間とする。

(事業計画等変更の申請)

第12条 第10条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「決定通知受取者」という。）は、申請書に記載した事項を変更するときは、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」に「変更収支予算書」を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定及び交付額の確定を変更したときは、「補助金交付決定変更・中止・廃止兼交付額確定通知書」によりその旨を決定通知受取者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第13条 決定通知受取者は補助対象事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ

め「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び交付額の確定の廃止をしたときは、「補助金交付決定変更・中止・廃止兼交付額確定通知書」によりその旨を決定通知受理者に通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第14条 決定通知受理者は、補助対象事業終了後30日以内又は2023年(令和5年)2月15日のいずれか早い日までに「事業報告書」及び「収支決算書」に、次に掲げる必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る経費の領収書等の写し
- (2) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料(写真等)
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条に規定する事業報告書の提出があったときは、内容について審査を行い、適当と認める場合は、「補助金交付額確定通知書」により、補助金額及び交付条件を通知するものとし、補助金を交付するものとする。

(延滞金)

第16条 決定通知受理者は、補助金の返還を求められたときは、次のとおり、延滞金を納付しなければならない。

- (1) 決定通知受理者は市長から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (2) 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(書類の様式)

第17条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)7月8日から施行し、同年4月1日以後に行う第4条に規定する事業について適用する。